

山陽小野田市新火葬場建設基本方針
提 言 書

平成 2 5 年 1 2 月

山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会

1 はじめに

山陽小野田市（以下「市」という。）の小野田斎場及び山陽斎場は、ともに昭和55年に供用を開始し、すでに33年が経過している。

このため、施設や建物の老朽化は著しく、トラブルへの不安が常態化した中で火葬業務が行われている。また、今後、高齢化がますます進み、火葬需要の増加が予測される中、火葬機能のマヒや火葬の遅延などによる市民への影響は大きく、早急に回避しなければならない。

こうしたことから、市では、有利な財源である合併特例債を活用し、複数の火葬場を一つに統合して新しい火葬場を建設するとの方針の下、「宇部市との広域連携による建設か」、又は「本市単独による建設か」の二つの建設方法について検討が進められてきた。

本年7月から9月にかけては、市内12か所で市の主催による市政説明会が開催され、新火葬場の建設が一つのテーマに掲げられた。また、10月には、新火葬場建設の基本方針（建設方法及び建設予定地）を検討し、市長に提言することを目的として、有識者（2人）、市民団体代表（9人）及び公募委員（2人）の13人（委員名簿参照）から成る山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会（設置要綱参照）が設置された。さらに、11月には、市政説明会でも要望のあった新火葬場建設に関する市民アンケートが、市民2,000人を対象として実施された。

本検討委員会では、3回の会議と候補地の現地視察を行い、委員の意見、市政説明会の状況、市民アンケートの結果などを総合的に検討し、新火葬場の建設に関する基本方針について提言をまとめた。

火葬場は、人生の終焉に関わる場であり、極めて公共性の高い必要不可欠な施設である。市長におかれては本提言の趣旨を十分に尊重され、新火葬場に関する市の基本方針を決定されるよう要望する。

2 これまでの経緯

(1) 広域連携火葬場建設研究会

平成23年度に、本市と同じく老朽化した火葬場を抱える宇部市との間で、事務レベル（担当職員）による広域連携火葬場建設研究会が設置された。

当該研究会では9回の協議を重ねられ、広域連携火葬場建設研究会報告書が取りまとめられた。

(2) 市政説明会

市では、本年7月から9月にかけて、市内12カ所で市政説明会を開催した。主要なテーマの一つとして新火葬場の建設が掲げられ、施設の概要や建設費、メリット・デメリットなど、広域連携による場合と本市単独による場合を対比して、市民に丁寧かつ分かりやすく説明がされた。

(3) 市民アンケート

新火葬場建設に対する市民の意向を調査するため、本年11月に新火葬場の建設に関する市民アンケートが実施された。市民アンケートの実施に当たっては、事前に市から本検討委員会に対し、実施要領、アンケートの内容などについての説明があり、検討の結果、実施要領のとおり20歳以上の市民を対象として無作為で2,000人（小野田地区1,000人、山陽地区1,000人）を抽出し、アンケート用紙等を送付することとなった。市民アンケートの結果については、回収率が約50%で、約8割の回答者が「本市単独による山陽斎場での建て替え」を希望されたとの報告を受けた。

3 検討委員会の状況

本検討委員会の会議は、10月28日、12月2日及び12月18日の3回開催した。また、12月2日には、会議の前に広域連携火葬場建設研究会報告書に掲げる候補地の現地調査を行った。

（会議の状況は別添のとおり）

4 委員の意見等

検討委員会の委員の意見等は、概ね次のとおりである。

- 広域連携で建設した場合は、火葬件数が多くなり、トラブルが発生したときの対応に難点がある。山陽斎場は敷地が確保でき、幹線道路からも近く利便性が優れている。
- 広域連携は財政的なメリットがあるが、火葬の際、遺族にとって遠距離であるため大変な労力となる。火葬場は近い方が良い。本市単独による山陽斎場での建て替えを望む。
- 遺族の負担や葬儀費用の面で火葬場は近い方が良い。
- 少子高齢化が進み、これから葬儀の機会が多くなるが、火葬場が遠くなると子供たちに禍根を残す。
- 現地調査を行ったが、白石斎場は遠く感じる。コンパクトで効率的な斎場を建設すれば、本市単独でも経費を抑えることができる。
- 火葬場は市民が最後に利用する公の施設である。建設コストの削減と維持管理への配慮を前提に、本市単独による建設を望む。
- 広域連携では火葬が集中したときに混乱する。距離的にも本市単独による山陽斎場での建て替えを望む。
- 火葬場は公益性の高い施設であり、市民の声を優先して建設すべきである。山陽斎場での建て替えを希望するが、敷地を拡大し、機能の充実を図って欲しい。
- 山陽斎場を建て替え、ゆとりのある施設を造って欲しい。白石斎場は立地的に市民にとっては不便である。費用面は工夫をすれば儉約できる。
- 本市単独による山陽斎場での建て替えという市民の意向を尊重すべきである。知恵を出せば経費節減は可能である。
- 本市単独による山陽斎場での建て替えを希望する。工夫をすれば建設費を抑えることができる。
- 火葬場の立地は、市民感情に配慮する必要がある。現在のまちづくりの考え方は住民意見の尊重である。旧小野田市と旧山陽町が合併し、二つの施設が一つになるのだから、行政の効率化の面からも大きな前進である。こうしたことから、本市単独による山陽斎場での建て替えを希望する。

5 提言

- 市政説明会での市民の意見も「本市単独による山陽斎場での建て替え」に関するものが最も多い。
- 市民アンケートにおいても、回答者の79.6%が「本市単独による山陽斎場での建て替え」を希望した。特に51歳以上の回答者の8割以上がそれを望んでいる。
- 今日、少子高齢化・人口減少の進展に伴い、行政運営の効率化を図る必要があるが、本市単独による新火葬場の建設においても、二つの火葬場を一つに統合したことで、事務量やコストの削減を図ることができる。
- 「最期は故郷で」という市民感情や本市単独で建設して欲しいという市民の意見を尊重した火葬場の建設は、現在の「まちづくり」の理念に沿うものである。
- 以上のことから、本検討委員会としては、新火葬場の建設について「本市単独による山陽斎場での建て替え」を全会一致で提言する。

6 おわりに

火葬場の整備には多額の事業費が必要となる。新火葬場の建設に当たっては、事業内容や事業費などをしっかりと精査し、次代への負担軽減を図るとともに、環境対策や合意形成などを十分に行って、火葬場が地域と共存し、市民に親しまれる施設となるよう強く要望するものである。

山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会

委員名簿

No	区 分	名 称	委員名	備 考
1	識見を有する者	山口大学 大学院 教授	鷗 心 治	
2	〃	元山陽町助役	前 田 良 一	
3	市民団体関係者	山陽小野田市自治会連合会	岡 本 志 俊	コミュニティ
4	〃	山陽小野田市ふるさとづくり協議会	水田三代春	コミュニティ
5	〃	山陽小野田市女性団体連絡協議会	半 矢 幸 子	コミュニティ
6	〃	山陽小野田市社会福祉協議会	中 島 嘉 哉	福 祉
7	〃	山陽小野田市老人クラブ連合会	吉 岡 信 正	福 祉
8	〃	山陽小野田市民生児童委員協議会	河 口 軍 紀	福 祉
9	〃	山陽小野田市小・中学校PTA連合会	小 柳 朋 治	社会教育
10	〃	小野田商工会議所	嶋 田 正 平	商 工
11	〃	山陽商工会議所	西 山 康 彦	商 工
12	公募委員		塩 田 賢 二	
13	〃		坂 田 佳 也	

山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新火葬場の建設に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を検討するため、山陽小野田市新火葬場建設基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を掌理する。

- (1) 基本方針に関すること。
- (2) その他新火葬場の建設に必要な事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について、委員会の意見等を取りまとめ、市長に提言すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長又は副委員長が存在しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民生活部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する所掌事項を完了したときに、その効力を失う。